

PickUp 1
年度末における
約2億円に及び、高額な補正予算

令和3年度一般会計予算の歳入歳出総額から、それぞれ1億9775万4千円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ183億9119万2千円とするもの。

Q 3年度末補正予算計上に当たっての重点は。
A 歳入の増額は、増収見込みの町税、コロナ地方税減収補填特別交付金および国の補正予算に伴う普通交付税。減額は、町税・普通交付税の増額に伴う地方債である。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の限度額変更等である。地方債は、都市計画道路整備事業債および道路改良事業債の限度額変更、地区コミュニティセンター等整備事業債および臨時財政対策債の借り入れの廃止等である。

新規計上は、転出転入手続きのワンストップ化に伴う郵便記録システム改修委託料等である。減額は、事業費の確定、決算見込みによる執行残。繰越明許費は、介護施設等整備事業、市街化区域編入関係事業の追加、



PickUp 2
結婚新生活支援事業と三世代近居等
定住促進事業を減額補正

新婚世帯の新生活スタートアップ費用への結婚新生活支援補助金と、新たに三世代同居・近居する住宅を取得する人への三世代近居等定住促進補助金を減額するもの。

Q 令和3年度からの新事業である結婚新生活支援事業補助金は、当初予算では750万円が計上されていたが、今回の補正で370万円減額することとした理由は。
また、補助件数は。

A 減額理由は、上限の金額に達する人が少なかったため、交付決定金額の平均金額が低くなったこと等である。4年2月末までの交付実績は27件である。



Q 三世代近居等定住促進補助金は、当初予算では450万円が計上されていたが、今回の補正で300万円減額することとした理由は。また、補助実績は。
A 減額理由は、資材不足等により当初予算で想定していた15件を下回ったためである。実績としては、4年2月末時点で事前相談が8件、そのうち交付決定した案件が2件で、住宅完待ちが6件である。

PickUp 3
西平地西之宮線・緒川南北線の
物件移転補償費を減額補正

公共事業区域内の土地を町が取得する際、地権者と契約し、事業区域外へ移転してもらうために地権者へ支払う費用である物件移転補償費を減額するもの。

Q 国の社会資本整備総合交付金のうち、道路に関する交付金が当初予算の約3分の1である5648万5千円減額となった要因は。
Q 土木費道路改良事業費の物件移転補償費2651万7千円、都市計画道路整備事業費の物件移転補償費4035万9千円を減額する要因は。

A 町道西平地西之宮線および都市計画道路緒川南北線において、用地交渉の結果、年度内の契約が見込めないため減額となった。
なお、社会資本整備総合交付金は、計画的に実施される事業の通常分と、老朽化対策、事前防災・減災対策および生活空間の安全確保の取り組みを集中的に支援する防災・安全交付金等に区分され、毎年度、国が交付額を算定している。

A 町道西平地西之宮線および都市計画道路緒川南北線の用地契約が見込めないため減額となった。



▲町道西平地西之宮線

PickUp 4

国民健康保険条例改正で保険税増

県への納付金の財源は保険税で賄うことが原則となり、段階的な税率引き上げで一般会計からの法定外繰り入れをなくすため、今回は3段階目の課税額の見直しとなる。

Q 被保険者1人当たりの平均保険税額の改正前後の比較は。

A 令和4年1月時点の被保険者で算出すると、改正前は10万50円、改正後は10万6607円で、約6557円増額となる。

Q 6年度まで増税されることだが、7年度以降の増税見直しは。

A 6年度に初めて保険税だけで賄えるようになる。その後もこの制度が続けば、県への納付金に基づいて適正な保険税の設定を行う。

被保険者数の減少に伴い医療費も減少するが、高止まりしているため、県は被保険者1人当たり



▲各世帯に配布される納付書

の医療費実績が今後増加すると予測している。この医療費により県への納付金額が決まるため、保険税の増加も予測される。

Q 改正内容には、未就学児の均等割を半額とする内容もあるが、対象世帯数は。

A 約160世帯を見込んでいる。

PickUp 5

非常勤消防団員の年額報酬を増額

全国の消防団員が2年連続で1万人以上減少するという危機的状況の中、国が非常勤消防団員の報酬等の基準を策定したことに伴い、年額報酬等を改めるもの。

Q 条例改正の目的は。

A 消防団は地域の消防、防災体制の中核的な役割を果たす存在である。

本町でも、消防団員の担い手不足が課題となっており、消防団員数が定数を割っている。

そのことから、処遇改善の一つとして国の基準に合わせた改正を行い、消防団員の担い手不足等の解消を図る。

Q 年額報酬の増額による任務の変更はないか。

A 年額報酬の増額による業務の負荷や職責等を含めた任務の変更はない。

Q 年額報酬の増額には、防災訓練等の日常の予防



活動も含まれているか。

A 年額報酬には、水災等の災害発生時に、すぐに出動できる体制を取っておくこと等が含まれている。水災、その他の災害や式典、防災訓練等の出動については、別途出動報酬を支給することとしている。

PickUp 6

ロシアのウクライナ侵攻に強く抗議する決議を可決



2月24日からのロシアによるウクライナへの軍事侵攻を受け、3月8日、全会一致で本決議案を可決した。

ロシアは、国際社会の度重なる警告を無視し、2月24日、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。

その後、民間人を含め多数の犠牲者を出し続け、核兵器の使用も示唆した上、さらには原子力発電所への攻撃も行っている。

ロシアによる一連の行為は、ウクライナへの重大な主権侵害であり、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、かつ明らかに国連憲章に違反している。

また、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略行為である。

本町は、平成7年10月に非核・平和宣言を行い、非核平和行政を進めている自治体である。

そのことから、本町議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、核兵器の使用示唆及び原子力発電所への攻撃に対し、強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、ロシア軍をウクライナから完全かつ無条件で直ちに撤退すること及び国際法に基づき誠意ある対応を強く求める。

以上のとおり決議する。

※原文そのまま

